

長野市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成28年4月14日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	近藤満里
同	小林治晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成24年度 包括外部監査 分

指摘事項	当初措置状況 (25年度)	平成26年度の措置状況	平成27年度の措置状況	担当課	
<p>Ⅲ-4 固定資産税に関する問題点(免税制度に関する監査の結果等) ウ 災害による損害の程度の具体的指針について 【意見】 (報告書144～146ページ)</p>	<p>長野市市税条例施行規則第25条3項2号の規定において、「損害の程度」の取り扱いについて検討を加えるべきである。 長野市市税条例第71条1項3号は、災害等により著しく価格を減じた固定資産に対する減免の規定であり、施行規則第25条3項2号は、災害等により受けた損害の程度についての定めと、それに基づく減免の割合について定めている。 ここに「損害の程度」の表現で「当該家屋の価格」という表現がなされている。 これまでに述べてきたように、地方税法では、課税標準となるべきは「価格」であり、「適正な時価」である。この「適正な時価」とは固定資産評価基準により決定された価格をいう。これを踏まえた上で、施行規則は「当該家屋の価値を減じたとき」として、「価値を減じる」とは、固定資産評価基準との整合性を維持するよう努めていることになる。当然のことながら、災害による損耗の程度と減じる価値は均衡がとれていなければならない。 損害の程度では、「家屋の原形をとどめないとき」、「大修理を必要とする場合」、「居住又は、使用目的を著しく損じた場合」、「居住又は使用目的を損じ」の4項目に区分けしている。そして内3項目については100分の幾つ以上100分の幾つ未満と損害の程度に幅を持たせている。つまり、価値を減じることと、損耗の程度についての整合性をどのようにとらえるのかによって、減免の割合も違ってくることになる。これについては、複数の専門的知識を有する職員によって2重3重のチェック体制で適正な減免になるよう細心の注意は図られているとは思いますが、より具体的指針があることに越したことはない。 これについては、内閣府より発表されている「災害に係る住家の被害認定」等を参考に評価担当が変更となった場合でも同一の評価がなされるよう、より具体的な取扱いマニュアル等の作成について検討されたい。</p>	<p>災害による損害の程度の具体的指針については、過去の災害による損害の程度の把握は、評価担当者の達観評価となっており、意見のとおりである。 今後は、内閣府から平成21年6月に発表された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に具体的な住家の損害割合の調査方法や判定方法を定めたものがあるため、同指針の「災害に係る住家の被害認定基準」と市税条例施行規則別表2の「損壊の程度」及び「軽減又は減免割合」との整合性を図る検討を進め、内閣府の指針をマニュアルとして活用できるよう整備する。</p>	<p>内閣府から平成25年6月に改定された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に具体的な住家の損害割合の調査方法や判定方法を定めたものがあるため、同指針の「災害に係る住家の被害認定基準」と市税条例施行規則別表2の「損壊の程度」及び「軽減又は減免割合」との整合性を図り、内閣府の指針を評価マニュアルとして活用することとした。 なお、内閣府から公表されている「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」は、住家に限ったものなので、住家以外の建物への適用について研究を行う。</p>	<p>平成25年8月1日付けで、「災害により罹災した固定資産の減免の適用等に関する取扱いについて」改定を行い、内閣府から示されている運用基準との整合を図った。実際に神城災害の折にも非住家への対応も同様にできたため、問題ないものと考ええる。</p>	<p>資産税課</p>
<p>V その他 1. 収納事務 意見 (報告書179ページ)</p>	<p>平成25年度より、ペイジー納付、コンビニ納付等の導入が予定されていることから、より効果的な収納が期待できる。一方で入湯税、保育料、市営住宅使用料は導入されないため、ペイジー納付やコンビニ納付を導入するか否か検討を行うことが望ましい。</p>	<p>ペイジー納付、コンビニ納付について検討を開始した当初(平成21年7月から)、導入科目について、長野市収納向上対策協議会において調査した結果、平成25年度から導入する科目以外は、各課の実情を勘案し見送ったが、その後状況が変わっているものもあるので、再度検討する。</p>	<p>入湯税等申告納付に係る税目については、納付額を手書きすることができないため、コンビニ納付の導入は困難である。ペイジー納付は、トータル収納システムの再構築及び電子申告システム(eLTAX)の改修が必要で、コストに見合う効果が見込めない。 他の科目については、制度導入後の期間が短く導入効果及び費用対効果の検証材料が少ないため、実績を蓄積する中で導入について検討していく。</p>	<p>入湯税等申告納付税目については、納付額を手書きできないため、コンビニ納付の導入は困難である。ペイジー納付は、トータル収納システムの再構築及び電子申告システム(eLTAX)の改修が必要で、コストに見合う効果が見込めない。 保育料は口座振替率が高く、収納率も良好であり、導入効果は薄い。市営住宅使用料は、検討するもコストに見合う効果が見込めないとの結論を得ている。</p>	<p>収納課 会計課</p>